二百三号）による改正前の細目告示別添五十二4・22・及び協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版6・21・の規定を適用することができる。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、同告示別添五十二4・22・3・3・及び協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版6・21・3・1・中「80％以上」とあるのは「60％以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあっては少なくとも40％以上）」と読み替えることができる。

4　（略）

5　平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車であって、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、細目告示第百三十三条の二第三項第四号及び第五号並びに第二百十一条の二第三項第四号及び第五号並びに別添五十二4・22・5・1・2・及び4・22・5・2・2・並びに協定規則第四十八号第六改訂版補足第九改訂版6・21・4・1・2・及び6・21・4・2・2・中「80％以上」とあるのは「60％以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあっては少なくとも40％以上）」と読み替えることができる。

6～9　（略）

（方向指示器）

第四十五条　（略）

2～21　（略）

22　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二4・6・7・4・の規定は、適用しない。

一　平成三十一年二月九日以前に製作された自動車

二　平成三十一年二月九日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（非常点滅表示灯）

第四十七条　（略）

2～8　（略）

9　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二4・8・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第百四十七号）による改正前の細目告示別添五十二4・8・1・の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年二月九日以前に製作された自動車

二　平成三十一年二月九日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条　装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「第百十三号改訂版」を「第百十三号第二改訂版」に改める。

附　則

この告示は、平成三十年二月十日から施行する。

る改正前の細目告示別添五十二4・22・及び協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版6・21・の規定を適用することができる。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、同告示別添五十二4・22・3・3・及び協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版6・21・3・1・中「80％以上」とあるのは「60％以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあっては少なくとも40％以上）」と読み替えることができる。

4　（略）

5　平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車であって、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあっては、細目告示第百三十三条の二第三項第四号及び第五号並びに第二百十一条の二第三項第四号及び第五号並びに別添五十二4・22・5・1・2・及び4・22・5・2・2・並びに協定規則第四十八号第六改訂版6・21・4・1・2・及び6・21・4・2・2・中「80％以上」とあるのは「60％以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあっては少なくとも40％以上）」と読み替えることができる。

6～9　（略）

（方向指示器）

第四十五条　（略）

2～21　（略）

（新設）

（非常点滅表示灯）

第四十七条　（略）

2～8　（略）

（新設）